

秋田県企業立地促進資金貸付要綱

（目 的）

第1条 この要綱は、県内において工場等を新增設する、又は空き工場等を活用して事業を行う企業に対して低利な資金の貸付けに係る事業を行い、もって企業立地の促進及び工業の高度化、近代化を図ることを目的とする。

（定 義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 誘致企業 新たに県内に立地する県外企業の出資比率が過半数を占める企業で県が認定した企業をいう。
- (2) 地場企業 県内で1年以上事業実績のある企業及び県内企業の出資比率が過半数を占める新たに設立された企業をいう。
- (3) 先端技術型企业 昭和59年大蔵省告示第41号別表に掲げる高度技術工業としての事業及びこれらと同等と認められる高度技術工業の事業を行う企業をいう。
- (4) 輸送機関連企業 自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年8月16日運輸省令第74号）別表第一に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車であつて、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）以外）部品（自動車本体の部品、自動車に装備される用品及びその部品）又は航空機（航空法施行規則（昭和27年7月31日運輸省令第56号）第53条第1項に掲げる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船）部品（航空機本体の部品、航空機に装備される用品及びその部品）製造企業をいう。
- (5) アグリ関連企業 食料品製造企業をいう。
- (6) 賃金水準向上企業 給与支給総額及び初任給年率平均2.0%増を原則として3年以上融資期間以下実施するための計画（以下「賃金水準向上計画」という。）を策定し、取扱金融機関の確認を受けた企業をいう。
- (7) 工場等 事業の用に供される工場、研究施設及びソフトウェア業又は製造関連サービス業もしくは電気業にかかる事業所（以下「事業所」という。）をいう。
- (8) 新增設 工場等の新設及び生産設備の増加又は更新を伴う工場等の増設（建替を含む。）、並びに生産設備の増設（更新を除く。）をいう。
- (9) 空き工場等 閉鎖、移転等による工場、店舗、倉庫等跡の用地、建物、設備をいう。
- (10) 投下固定資産額 事業に供する用地（工場等にあつては、建設着工前3年以内に取得したもの、空き工場等にあつては、当該建物等に付随したものに限る。）、建物及び附属施設、機械及び装置、備品、電力施設、用排水施設その他の設備の資産計上される価額の合計額（消費税を含む。）をいう。
- (11) 県工業団地 県が計画し取得造成した工業団地をいう。
- (12) 高度技術産業集積地域 秋田市の地域をいう。

(資金使途)

第3条 資金の使途は、次のとおりとする。

秋田県内において、工場等の新增設、又は空き工場等を活用して事業を行うことに係る用地及び設備の取得等に要する費用に充てるための資金、かつ、操業時までの投下固定資産額が1億円（空き工場等を活用して事業を行うことに係るものは2千万円、ソフトウェア業にあっては1千万円）以上であること。

(融資対象者)

第4条 資金の融資対象者は、資本の額又は出資の総額が1千万円以上の企業で、次に掲げるいずれかの要件を備えているものでなければならない。

(1) 別表に定める業種に属する次のいずれかの企業

- ① 誘致企業であって、誘致決定後、原則として3年以内に工場等を建設するもの。
- ② 地場企業であって、当資金に係る事業により雇用者数が増加するもの。

(2) 県工業団地を取得する、又は取得した次のいずれかの企業

- ① 県外企業であって、操業開始後1年以内に従業員10人以上で、工場集積の拡大を促進できるもの。
- ② 地場企業であって、当該融資に係る事業により雇用者数が増加するもの。

(3) 賃金水準向上企業

(融資条件)

第5条 資金の融資条件は、次のとおりとする。

(1) 限度額

10億円（空き工場等を活用して事業を行うものについては5億円）を上限として、原則、投下固定資産額の50パーセントまでを限度とする。ただし、次のいずれかに該当する企業は、投下固定資産額に占める割合をそれぞれ別に定める。

① 次のいずれかの要件に該当する企業 60パーセント

(ア) 県工業団地を取得する企業

(イ) 1年以内に従業員40人以上、将来100人以上雇用する計画のある企業

(ウ) 操業時までの投下固定資産額が30億円以上の企業

② 先端技術型企業、輸送機関連企業、アグリ関連企業、賃金水準向上企業、別表のうち電気業（小分類331）に該当する企業

60パーセント

ただし、当該企業のうち前項のいずれかの要件に該当する企業

70パーセント

③ 高度技術産業集積地域内において当該融資に係る事業を行う先端技術型企業

70パーセント

(2) 貸付額

貸付額は百万円単位とし、百万円に満たない額は切り捨てる。

(3) 利 率

年1.15%（ただし、輸送機関連企業、アグリ関連企業、賃金水準向上企業、

別表のうち電気業（小分類 331）に該当する企業は 1. 0 5 %）

(4) 貸付期間

1 5 年以内（据置期間 2 年以内を含む。）

(5) 償還方法

元金均等年賦償還

(6) 保証人及び担保

取扱金融機関の定めるところによる。

（取扱金融機関）

第 6 条 資金の融資は、株式会社秋田銀行、株式会社北都銀行、秋田信用金庫、羽後信用金庫及び秋田県信用組合（以下「取扱金融機関」という。）を通じて行う。

2 県は第 1 条の目的を達成するため、毎年度予算に定める額の範囲内において企業に対する貸付額の 3 分の 1（ただし、輸送機関連企業及びアグリ関連企業、賃金水準向上企業に係る貸付についてはその 2. 5 分の 1）を取扱金融機関に無利子で預託するものとする。

（貸付あっせん申請）

第 7 条 資金の貸付あっせんを受けようとする企業は、企業立地促進資金貸付あっせん申請書（様式第 1 号の 1）に必要な書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 輸送機関連企業は、前項の規定のほか、輸送機部品製造計画書（様式第 1 号の 2）を知事に提出しなければならない。

3 アグリ関連企業は、第 1 項の規定のほか、食料品製造計画書（様式第 1 号の 3）を知事に提出しなければならない。

4 別表のうち電気業（小分類 331）に該当する企業は、再生可能エネルギーによる発電事業計画（様式 1 号の 4）を知事に提出しなければならない。

5 賃金水準向上企業は、第 1 項の規定のほか、取扱金融機関から確認を受けた、賃金水準向上計画書（様式第 1 号の 5）を知事に提出しなければならない。

（貸付あっせん決定通知書）

第 8 条 知事は、前条の貸付あっせん申請書を審査し、貸付けをあっせんすることに決定した企業に対しては、貸付あっせん決定通知書（様式第 2 号の 1）により通知し、貸付けをしないことに決定した企業に対しては、その旨を記載した通知書（様式第 2 号の 2）により通知するものとする。

2 前項のあっせんをすることに決定した企業については、取扱金融機関に貸付依頼書（様式第 3 号）により貸付けをあっせんするものとする。

3 前項の貸付あっせんの決定通知を受けた企業は、取扱金融機関に当該融資機関の定める所定の手続きにより、貸付けの申請をするものとする。

4 取扱金融機関は、県の貸付けのあっせんを尊重し、企業に対する資金の貸付けを迅速に行うものとする。

（預託申請）

第 9 条 前条第 3 項の貸付けの申請を受けた取扱金融機関は、関係書類を審査のうえ資金源として第 6 条第 2 項の預託を受けるため、貸付資金預託申込書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

（貸付決定通知）

第 10 条 知事は、前条の貸付資金預託申込書を審査し、預託の決定をしたときは、取扱金融機関に対し決定通知を行うものとする。

（資金の交付等）

第 11 条 前条の決定通知を受けた取扱金融機関は、資金の交付を受けようとするときは、知事が別に定める預託契約証書による契約を締結しなければならない。

2 知事は、前項の契約を締結したときは、直ちに取扱金融機関に資金を交付するものとする。

3 前項による資金の交付を受けた取扱金融機関は、速やかに当該金融機関の定める所定の手続きにより、貸付けを申請した企業に貸付けを実行するものとする。

（報告、調査）

第 12 条 取扱金融機関は、企業に資金を貸付けした後、速やかに当該貸付けに係る償還計画等を記載した貸付実行報告書（様式第 5 号）及び毎年 4 月 10 日までに前年度の貸付実績報告書（様式第 6 号）又は資金の貸付けを受けた企業（以下「借受者」という。）が償還を完済したときは、貸付完済報告書（様式第 7 号）を提出しなければならない。

2 借受者は、貸付けの対象となった事業の完了届（様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

3 貸金水準向上企業は、前項の規定のほか、計画最終年度まで毎事業年度終了後 3 か月以内に貸金水準向上計画実績報告書（様式 9 号）により、取扱金融機関に計画の実行状況を報告するものとする。

取扱金融機関は、中小企業者から受けた報告に基づき、県に報告するものとする。

4 知事は、必要があると認めたときは、借受者に対し、資金の貸付けに係る事業の実施状況について報告を求め、又職員をして実地調査をさせることができる。

（繰上償還）

第 13 条 知事は、借受者が、資金を貸付けの目的以外に使用したとき、又は貸付条件に従わなかったときは、貸付金の全部又は一部の繰上償還をさせるよう取扱金融機関に指示することができる。

2 借受者は、資金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

3 借受者は、前項の規定により貸付金の繰上償還をしようとするときは、繰上償還をしようとする日の 20 日前までに繰上償還申請書（様式第 10 号）を取扱金融機

関を経由のうえ、知事に提出しなければならない。

- 4 知事は、繰上償還の決定をしたときは、借受者に対し繰上償還通知書（様式第 1 号）により取扱金融機関を経由して通知する。

（補 則）

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県と取扱金融機関が協議して定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 5 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 秋田県企業誘致促進資金貸付要綱は廃止する。
- 3 この要綱施行の際、現にこの要綱による廃止前の秋田県企業誘致促進資金貸付要綱に基づいて貸し付けられている資金は、この要綱に基づいて貸し付けられたものとみなす。ただし、貸付条件については、なお従前の例による。

附 則（昭和 6 1 年 4 月 1 日） 略

附 則（昭和 6 2 年 4 月 1 日） 略

附 則（昭和 6 2 年 1 0 月 7 日） 略

附 則（昭和 6 3 年 7 月 8 日） 略

附 則（平成 元年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 2 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 4 年 5 月 1 日） 略

附 則（平成 5 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 6 年 2 月 1 日） 略

附 則（平成 7 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 7 年 8 月 2 8 日） 略

附 則（平成 7 年 1 0 月 1 6 日） 略

附 則（平成 8 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 1 1 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 1 2 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 1 3 年 8 月 1 日） 略

附 則（平成 1 3 年 1 0 月 1 9 日） 略

附 則（平成 1 4 年 1 0 月 1 日） 略

附 則（平成 1 5 年 7 月 1 0 日） 略

附 則（平成 1 7 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 1 8 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 1 9 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 2 0 年 1 1 月 1 日） 略

附 則（平成 2 1 年 8 月 3 日） 略

附 則（平成 2 4 年 4 月 1 日） 略

附 則（平成 2 6 年 1 月 1 0 日） 略

附 則（平成 28 年 4 月 1 日） 略

附 則（令和 2 年 4 月 1 日） 略

附 則（令和 4 年 4 月 1 日） 略

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の秋田県企業立地促進資金貸付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に貸し付けする資金について適用し、同日前に貸し付けした資金については、なお従前の例による。

別 表

業 種（注）	分類番号
製 造 業	大分類 E
ソフトウェア業	391
倉 庫 業	47
デ ザ イ ン 業	7261
機 械 設 計 業	7431
梱 包 業	484
商 品 検 査 業	7441
機 械 等 修 理 業	901, 902
産業用設備洗浄業	9292
産業用機械器具賃貸業	7021
電 気 業	331
ガ ス 製 造 業	3411
熱 供 給 業	351
その他知事が 必要と認めた業種	

（注）日本標準産業分類（令和 5 年 7 月 2 7 日総務省告示）による。